

(内閣委員会)

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第三号）（衆議院送付）要

旨

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成三十年八月十日付けの職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、一般職の国家公務員の俸給月額、初任給調整手当、宿日直手当及び勤勉手当の額等を改定しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、俸給表の改定

指定職俸給表を除く全ての俸給表について、俸給月額を若年層に重点を置きながら引き上げる。

二、諸手当の改定

1 初任給調整手当について、医療職俸給表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師並びに医療職俸給表(一)以外の俸給表の適用を受ける医師及び歯科医師のうち、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする官職を占める職員に対する支給月額の限度額を引き上げる。

2 宿日直手当について、宿日直勤務一回に係る支給額の限度額及び常直的な宿日直勤務に係る支給月額

の限度額をそれぞれ引き上げる。

3 勤勉手当の支給割合について、年間〇・〇五月分引き上げる。

三、施行期日等

1 この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。ただし、一及び二は平成三十年四月一日から適用する。

2 その他この法律の施行に関し必要な措置等を定める。